施設の維持管理基準　　×（適用なし）□（現行基準）○（新基準）　　（据切り未満の施設1/2）

	構造基準	9・12	10・12	14・12	基準への対応
共通基準	1　受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものになるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。	□	□	□	廃棄物を分別して受け入れ保管施設に保管します。 計量は各運搬車両の積載量が決まっているので、搬入回数で管理します。
	2　施設への廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないようにおこなうこと。	□	□	□	投入量は投入用ホッパーによる投入回数で管理します。 （作業基準参照）
	3　産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活保全上必要な措置を講ずること。	□	□	□	異常事態の発生の際は、直ちに運転を停止、飛散、流出した廃棄物の回収、その他必要な措置をとり、生活保全上問題生じないことを確認した後、運転を再開します。
	4　施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	□	□	□	設備の保全管理基準に基づき、定期的に保守点検、機能検査を行います。 （別途、日常点検チェックシート参照）
	5　廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の飛散防止するために必要な措置を講ずること。	□	□	□	廃棄材の保管施設は、コンクリート床、三方囲いとなっており、飛散の恐れはなく 焼却灰保管施設は、屋根付きコンクリート床三方囲いで、雨水による流出を防止している。 悪臭の発生源はないが、発生の際は、その原因を調査、原因物質の掃除、消臭剤の散布等の措置をとります。
規則第12条の6	6　蚊、はえ等の発生防止を務め、構内を清潔に保持すること。	□	□	□	常に掃除を行い構内を清潔に保ちます。 蚊、はえ等が発生した場合、殺虫剤等により駆除します。
	7　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	□	□	□	焼却炉のブロワ音は、防音BOXで覆われ問題はない。（至近敷地境界で実測値63dB(A)）
	8　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	□	□	□	水質関係に特定施設はな無いが、敷地内の雨水等の流出による水質汚濁防止のため、簡易油水分離装置を設け、水質保全に配慮している。
	9　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、３年間保存すること。	□	□	□	施設の維持管理に関する点検、検査を行った際は、その結果を３年間保存します。
個別基準	1　焼却施設にあっては、次のとおりとする。 イ　ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	○	○	○	該当なし
	ロ　燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ、連続的に行うこと。 ただし、ガス化燃燃方式又は一時間あたりの処理能力が2トン未満の処理施設によってはこの限りではない。	×	×	○	当該施設は、ガス化燃料方式であり、かつ、一時間あたりの処理能力が温燃時0.54トンと小さいため、該当しない。
	ハ　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	×	○	○	燃焼状況に合わせ必要な場合、助燃装置により摂氏800度を維持する。
	二　焼却灰の熱灼減量が10%以下になるように焼却すること	×	○	○	完全燃焼により、熱灼減量10%以下を担保できます。（実測値2.1%）

施設の維持基準　　×（適用なし）□（現行基準）○（新基準）　　（据切り未満の施設2/2）

個別基準	ホ　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	×	○	○	各燃焼室に付帯する助燃装置により炉温を速やかに上昇させます。
	ヘ　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	×	○	○	運転停止の場合は、必要な場合助燃装置を作動させ、炉内燃焼物が完全に燃焼するまで、炉温を高温に保ちます。
	ト　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ記録すること。	×	○	○	一次燃焼室及び二次燃焼室にR熱電対（0~1750℃）を挿入、富士電機製マイクロジェット記録計PHCによる連続記録装置を設置、記録します。
	チ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。 ただし、集じん器で燃焼ガスの温度をすみやかにおおむね200度以下に冷却することができる場合によってこの限りではない。	×	×	○	当該施設は二次燃焼室に除じん機能を付与しているので、排ガスの冷却装置はない。はかし高温で完全燃焼を行っているので、ダイオキシン類の発生温度は新基準1/10以下を担保している。
	リ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書きの場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。	×	×	○	チ項の理由により設置していない。
	ヌ　冷却設備及び排ガス処理施設にたい積したばいじんを除去すること。	×	×	○	たい積したばいじんを定期的に除去専用の保管容器に保管します。
	ル　排ガス中の一酸化酸素の濃度１.０００.０００分の１００以下となるようにごみを焼却すること。	×	×	○	当該施設の排ガス中の一酸化炭素の濃度は１０PPM以下を担保している。
	ヲ　排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	×	×	○	現在規定されていないので設置していないが、設置可能である。
規則第12条の7	ワ　排ガス中のダイオキシン類の濃度が以下に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。　（新設） ・一時間当たり処理能力が4ﾄﾝ以上　0.1ng/㎥ ・一時間当たり処理能力が2ﾄﾝ以上4ﾄﾝ未満　1　ng/㎥ ・一時間当たり処理能力が2ﾄﾝ未満　5　ng/㎥	×	80	1 5 10	操炉基準及び燃焼管理の徹底を計り基準濃度以下なるように燃焼させます。 当該施設の排ガス中のダイオキシン類濃度は０.０５ng-TEQ/㎥　と低濃度の実績値を示しており、新基準を充分に担保できます。
	カ　排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上測定し、かつ、記録すること。	○	○	○	排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回測定し、記録します。
	ヨ　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	○	○	○	排ガスによる生活環境保全上に支障が生じないように、操炉基準の徹底を計り、燃焼管理を行うとともに、定期的にばい煙に関する検査を行います。
	タ　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 ただし、厚生大臣の定める方法で処理する場合に当たってはこの限りではない。	×	×	○	乾留ガス化燃焼方式のため、ばいじんの発生はないが、発生した場合、焼却灰と分離して排出し、貯留します。
	ツ　火災を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消化器その他の消化施設を備えること。	○	○	○	焼却炉周辺及び、廃材保管場所の全域をカバー出来るよう専用の消火用配管及び消火栓、ABC消火器等を配置するとともに、焼却灰保管場には、散水装置を併設、残火による火災予防に配慮している。（所轄消防署査察済）
	2　廃油の焼却施設にあっては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合に速やかに必要な措置を講ずること。	□	□	□	当該設備は、廃油の焼却を行わないので、この項は該当しない。